

(3) 事業者と港湾管理者の役割及びリスクの分担

ア 事業者の役割

事業者は、本契約に基づきターミナル施設を一体的に管理運営し、利用効率の向上等を通じてターミナル施設の利用者に対し、高水準な施設を低廉な料金水準で公正かつ公平に提供するとともに、船社及び荷主誘致活動等を通じてターミナル施設の取扱貨物量の増大等利用促進に努めるものとします。

イ 港湾管理者の役割

港湾管理者は、常陸那珂港全体の使いやすさと利用者層の拡大がターミナル施設の利用効率及び取扱能力を向上させ、利用促進に資することを認識し、使いやすい港づくりと利用者層の拡大に努め、事業者の業務を支援するものとします。

ウ 責任分担

(7) 基本的考え方

本事業において、事業者の役割に係る事業の責任は、原則として事業者が負うものとします。ただし、港湾管理者が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途協議の上、港湾管理者が責任を負うこととします。なお、現段階で責任分担が明確になっていないものについては、別途協議して定めるものとします。

(4) 想定されるリスクと責任分担

港湾管理者と事業者の責任分担は、次に掲げるとおりとします。応募者は、別表を参考として負担すべきリスクを想定した上で、提案を行うこととしてください。

a 建設・設備費、システム構築費等の超過リスク

設計、調査、建設・設備費、システム構築費等の超過リスクは事業者の負担とします。ただしその超過が港湾管理者に起因するものについては、事前に協議するものとします。

b 運用遅延リスク

大災害等以外の原因による遅延(港湾管理者による原因を除く。)等により運用時期が遅れた場合のリスクは事業者の負担とします。

c 運営リスク

システム運営に支障が生じた場合のリスクは事業者の負担とします。

管理運営維持コストの上昇、事故や火災等による損害は事業者の負担とします。

d 不可抗力リスク

大災害等(港湾管理者による原因を除く。)の不可抗力リスク(大地震等)については、双方で協議するものとします。

e 資金調達リスク

資金調達に関するリスクは事業者の負担とします。

(ウ) 災害時等の対応

- a 港湾管理者は、天災その他の災害が発生した場合において緊急の必要があるときは、ターミナル施設をコンテナの取扱以外の目的に使用できるよう事業者に指示することができるものとし、事業者は当該指示に従わなければならないものとし、なお、この場合において事業者が費用負担が生じたときはその負担割合等については、事業者と港湾管理者とで協議するものとし、また、
- b 港湾管理者及び事業者は、不可抗力により本契約が履行できなくなったときは、その旨を直ちに他方に通知し、不可抗力により双方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならないこととします。

別表 リスクの分担

※この表はリスク分担の一例として示したものです。

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			港湾管理者	事業者
共通	法令の変更	PF1 事業あるいはターミナル施設の建設・運営に影響を及ぼすもの	○	
		当該事業以外の全ての事業者に通じた影響を及ぼすもの		○
	第三者賠償	設計・建設・管理運営に関して第三者に損害を与えた場合		○
	住民問題	ターミナル施設の整備・管理運営に関する住民反対運動、訴訟	○	
		ターミナル施設の管理運営に関する利用者からの訴訟	△	○
	安全性の確保	整備・管理運営における安全性の確保	△	○
	環境の保全	整備・管理運営における環境の保全	△	○
	保険	施設の設計・建設における履行保証保険、及び管理運営期間のリスクを保証する保険		○
	測量・調査の誤り	港湾管理者が実施した測量・調査部分	○	
		事業者が実施した測量・調査部分		○
事業の中止・延期	港湾管理者による遅延によるもの	○		
	事業者の提出する許可などの遅延によるもの		○	
	事業者の事業放棄、破綻によるもの		○	
応募コスト	落選時の応募コストの負担		○	
整備段階	不可抗力	天災・暴動等による建設の中止・延期	△	○
	物価	急激なインフレ・デフレ		○
	設計変更	港湾管理者の提示条件・指示の不備、変更によるもの	○	
		事業者の指示・判断の不備によるもの		○
	工事遅延・未完工	工事遅延・未完工による引渡しの遅延		○
	工事費増大	港湾管理者の指示による工事費の増大	○	
		上記以外の工事費の増大		○
	性能	要求仕様不適合(施工不良を含む)		○
資金調達	必要な資金の確保に関すること		○	
管理・運営関連	不可抗力	天災・暴動等による事業の中止	△	○
	金利	金利変動		○
	利用料金	事業者が整備した施設の利用料金の設定		○
	瑕疵担保	隠れた瑕疵の担保責任		○
	物価	管理運営費用の市場価格変動		○
	管理運営費の上昇	上記以外の要因による管理運営費用の増大		○
	計画変更	用途の変更等、港湾管理者の責による事業内容の変更		○
	施設損傷	事故・火災による施設の損傷		○
	性能	要求仕様不適合(施工不良を含む)		○
仕様不適合による施設・設備への損害、施設運営への障害			○	

凡例： 負担者 ○主分担 △従分担

(I) 監視及び報告の徴収

港湾管理者は、事業者が提供する公共サービスの水準を監視し、及び事業者の財務状況を把握するため、定期的に報告を求めることができるものとします。その方法、内容等については下記によるほか、本契約において定めるものとします。

a 荷役設備等の検査等について

(a) 港湾管理者は、港湾の管理上又は公益上必要があると認めるときは、荷役機械及び荷役設備を検査することができるものとします。

(b) 港湾管理者は、(a)の検査を行おうとするときは、あらかじめ事業者及び第三者に通知するものとします。

(c) 港湾管理者は、(a)の検査において、当該荷役設備等の維持管理に関し改善を要する事項を発見したときは、事業者に必要な事項を指示するものとします。

(d) 事業者は、(c)の指示があるときは、その指示に従わなければならないものとします。

b 事業の実施状況の報告等について

(a) 事業者は、毎年度、ターミナル施設の利用及び管理運営の状況について、港湾管理者に報告する必要があります。

(b) 港湾管理者は、(a)の報告のほか必要があると認めるときは、その都度事業者に報告を求めることができるものとします。

(II) 使用許可の中止

港湾管理者は、事業者が提供するサービスについて、公平性・公共性を欠く取り扱い又は船社及び荷主誘致努力と利用促進における怠慢があったと認められかつ事業者がそれを改善しないと認められるときは、使用許可を中止することができるものとします。

この際の措置は、オの措置を準用するものとします。

エ 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

(7) 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、港湾管理者と事業者は協議の上その解決を図ることとします。

(i) (7)において協議が整わず、港湾管理者と事業者との間に紛争が生じた場合には、両者は調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図るものとします。これに要する費用は、両者の間で特別に定めたものを除き、調停人の選任に係るものは両者の折半とし、その他のものはそれぞれが負担するものとします。

(ii) (i)のあっせん又は調停が不調に終わった場合は、裁判手続によって解決することとし、水戸地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

- (i) 港湾管理者又は事業者は、必要があると認めるときは、(i)のあっせん又は調停の手續前又は手續中であっても、民事訴訟法(明治23年法律第29号)に基づく訴えの提起又は民事調停法(昭和26年法律第222号)に基づく調停の申立てを行うことができます。

オ 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

- (7) 事業の継承について
- a 本事業の継続が困難な場合は、港湾管理者は事業者との契約を破棄し、本事業に介入することができるものとします。
 - b aの場合において、事業者は本事業に係るすべての権利を港湾管理者に無償譲渡するものとします。
- (i) 港湾管理者と金融機関との協議
- 事業が適正に遂行されるよう、一定の重要事項について、事業者は資金供給を行った金融機関と港湾管理者とで協議をすることもあります。
- (ii) 契約の解除
- a 事業者は、本契約締結後5年間は本契約を解除することができないものとします。6年目以降は、1年前までに契約の解除を申し出ることができるものとします。
 - b 港湾管理者及び事業者は、事業継続が困難となった場合、誠意を持って契約の解除について協議するものとします。契約の解除に伴い生ずる損失については、港湾管理者及び事業者は協議の上、互いに補償を行うこととします。
 - c 港湾管理者は、港湾の整備又は管理上やむを得ない事情がある場合には、事業者と協議の上契約を解除することができるものとします。

カ 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

- (7) 支援制度
- 事業者は下記の財政投融资、税制優遇措置を活用することができます。
- a 関連施設に対する財政投融资(日本政策投資銀行) 政策金利Ⅲ, 融資比率50%
 - b 税制優遇措置 特別土地保有税の非課税
- (i) その他
- 事業者は、港湾法に基づく公共荷さばき施設等整備事業に対する新たな支援制度の適用が受けられるよう努めなければなりません。また、港湾管理者は、同制度が本事業者に適用できるよう努めるものとします。

平成12年 月 日

資格審査申請書

港湾管理者 茨城県 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

印

常陸那珂港北ふ頭公共コンテナターミナル施設の整備及び管理運営事業
募集要項に基づき、資格審査に関する必要書類を添えて申請します。

<担当者連絡先>

所属・職名：

氏 名：

TEL：

FAX：

企画提案書提出届

港湾管理者 茨城県 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

印

常陸那珂港北ふ頭公共コンテナターミナル施設の整備及び管理運営事業募集要項に基づく審査申込みに際し、別添技術提案書及び事業計画提案書を提出します。

<担当者連絡先>

所属・職名：

氏 名：

TEL：

FAX：

様式 3

平成 12 年 月 日

質 問 書

応募者名

質問事項	(募集要項 ページ 行目)
内 容	

注 1：質問は、簡潔かつ具体的に記入して下さい。

注 2：質問事項は、この用紙 1 枚につき 1 件とします。